

予算を超える申請があった場合の取り扱いについて

同日付で複数の申請があり、補助交付金額が予算を超える場合は、以下のとおり取り扱うこととします。

1 取り扱い方法

- (1) 申請書の受理は、予算を超えた同日付までとします。
- (2) 当初予算を超えた場合は、申請を受理できない場合があります。
- (3) 補助交付金額は、予算残額を補助交付金額の割合で按分します。
- (4) 交付決定済みの補助交付金額は、予算が追加されても、変更しません。

2 備考

- (1) 補正予算が確保できた場合は、追加された予算の範囲内で補助金を交付します。
- (2) 補正予算の確定日は、議会議決日とします。
- (3) 申請をされる場合は、工事期間に余裕をもって手続きをしてください。
- (4) 補正予算が確保できるのは、早くても9月補正予算以降となります。

◎詳細につきましては、花と緑の推進課にお問い合わせください。